

三条市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、三条市教育委員会（以下「委員会」という。）が委員会以外のものを行う教育関係事業（以下「事業」という。）を共催し、又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいう。
- (2) 後援とは、事業の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

(承認の基準)

第3条 事業の主催者から当該事業の共催又は後援の申請があったときは、次の各号に掲げる承認基準により当該事業の共催又は後援の承認を行うものとする。

- (1) 主催者についての承認基準（いずれかに該当すること）
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校等の教育機関及びこれらの連合体
 - ウ 公益法人、社会教育関係団体又はこれに準ずる団体
 - エ 新聞、テレビ等の報道機関
 - オ その他委員会が適当であると認めるもの
- (2) 事業内容についての承認基準（いずれにも該当すること）
 - ア 教育、学術又は文化並びにスポーツの向上及び普及に寄与するもので、公益性のある事業であること
 - イ 営利を目的としないもの
 - ウ 宗教上の組織若しくは団体が行う行事又は政治のための活動でないもの
 - エ 暴力団又は暴力団員が関与していないこと
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が関与していないこと
 - カ 事業規模又は対象が原則として特定地域又は特定人に限定されることがなく、市内全域にわたるものであること
 - キ 委員会の方針及び施策に反しないものであること

(承認の手続)

第4条 事業の主催者が行う共催又は後援の申請は、事業（共催・後援）申請書（別記第1号様式）によるものとし、事業の実施前14日までに提出させるものとする。

2 前項の申請書を受理したときは、これを審査し、承認の可否を決定したときは、当

該申請者に対して事業共催・後援承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（事業の中止・変更の手続）

- 第5条 主催者は、共催等の承認を受けた事業を中止し、又は変更しようとするときは、事業共催・後援中止・変更承認願（別記第3号様式）を市に提出しなければならない。
- 2 委員会は、前項の承認願を適当と認めたときは、事業共催・後援中止・変更承認書（別記第4号様式）により主催者に通知するものとする。

（事業報告）

- 第6条 共催した事業については、主催者は事業共催・後援実績報告書（別記第5号様式）による報告書を提出しなければならない。また、後援した事業については、教育行政の運営上必要があると認めるときは、主催者に対し、事業共催・後援実績報告書（別記第5号様式）による報告書を提出させることができる。

（承認の取消し）

- 第7条 委員会は、主催者が次に掲げるものの一に該当すると認めたときは、共催又は後援の承認を取り消すものとし、事業共催・後援取消し通知書（別記第6号様式）により主催者に通知するものとする。
- (1) 偽りその他不正な手段により共催等の承認を受けたとき
 - (2) 第3条に該当しなくなったとき
 - (3) この要領及び委員会の指示に違反したとき
 - (4) 不適当な行為があると認められるとき

（事務処理）

- 第8条 承認に関する事務の主務課は、共催又は後援事業に係る事務を分掌している課とし、当該事業の内容が二以上の分掌事務にわたるときは、当該事業に最もかかわりのある事務を分掌している課とする。また、いずれの課にも属さない場合は教育総務課とする。
- 2 起案は、主務課において行い、教育委員会事務決裁規程のとおり決裁を受けるものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

三条市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領の運用について

三条市教育委員会の共催及び後援に関する事務取扱要領の運用については、次のとおりとする。

記

第2条 用語の定義関係

- 1 第2条にいう「共催」とは、事業の企画又は運営に参画し、共同主催者としての責任の一部を分担することをいい、事業を全く分担しない名目上の共催は原則として行わないものとする。
- 2 第2条にいう「後援」とは、事業の所期の目的を達成されるようにその開催を助ける意味であり、「後援」の内容は、三条市教育委員会名を使用することにより事業の効果の増大を主たるねらいとするものであって、必ずしも金品の補助又は提供をいうものではない。

第3条 承認基準の関係

- 1 主催者について承認基準第1号ウにいう「これに準ずる団体」とは、社会教育等の公益を目的として事業を行う団体で、当該団体の存在が社会的に明確であり、かつ、事業の遂行能力が十分にあると認められる団体とする。
第1号オにいう「その他委員会が適当であると認めるもの」とは、主催者についての承認基準アからエまでの趣旨を踏まえて判断するものとする。
- 2 事業内容についての承認基準第2号イにいう、「営利を目的としないもの」とは、当該事業が直接営利を目的とするものではないことを指し、当該事業の実施によって間接的に営利を得るものを含むものではない。